

# 原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会  
会報 NO. 47 / 発行：2024年3月

〒612-0066

京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1

コーポ桃山105号 市民測定所気付

TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798

E-mail:shien\_kyoto@yahoo.co.jp

http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien\_kyoto/



**5 / 22の結審期日は大阪高裁へ！**  
**3000人パレードに参加しよう！**

3月1日は、原発賠償京都訴訟の第21回控訴審（大阪高裁）でした。原告と支援する会スタッフは11時に裁判所向かいの公園に集まり、裁判所一周パレードで使う風船を膨らませ

て、セプラスチック棒に括りつける作業を行ないました。風船には「原発事故は国の責任です！」「牧裁判長！勇気を持って判断を！」の文字が印刷されています。

集まって来る人たちに本日のスケジュールや替え歌の歌詞を書いた紙やプレゼンと一緒に風船を渡していき、12時30分にアピール集会開始。原告が順番に挨拶に立ち、「最高裁判決に追従する高裁判決が続く流れを京都から変えていきたい。そのためには世論の力が必要です」と訴えます。椎間板ヘルニアで入院して前回期日には来られなかった橋本宏一さん（支援する会共同代表）も参加し、「5月に結審、わたしの回復が早いのか、判決が早いのかという状況で痛いものなのって言うっておれない。法廷の外から声をあげるのが大事」とあいさつ。田辺弁護士は「最高裁の不当判決には専門家からもおかしいという声が上がっている。国連特別報告者ヒメネスダ

## 控訴審もいよいよ結審！

### 第22回結審期日

**5月22日(水)14時00分開廷**

※傍聴抽選券配布や下記の時間などの詳細がわかりましたら支援する会のwebサイト等でお知らせします。

- ・集合場所：西天満若松浜公園  
(大阪裁判所正門向かい側)
- ・報告集会：府立中之島図書館3階多目的スペース2

**事前集会・裁判所一周パレードがあります！  
一緒にコールをして歩きましょう！**

傍聴に来てください！



マリーさんは報告書の中で、日本政府が福島は今も緊急時被ばく状況だと言ったという。本来は帰還していいよという状態は1/20、1/200、1/1000、1/10000、1/100000の半分から選ぶべきだと書いている。避難を続ける権利を認めさせないといけない」と発言。それらの合間には、最近大阪高裁前の宣伝行動で歌っているという

替え歌も披露されました。

途中で同じ日に開催されていた避難者住宅追い出し裁判の応援に行く人もいて、残る100名弱の参加者たちは風船を手に持ち、「権限不行使 違法です」「付度判決 お断り」などとコールし、時々替え歌を歌いながら裁判所の周りをパレードしました。



◆国内避難民の権利  
に関する国連特別報告者の報告書について

国内避難民の権利に関する国連特別報告者は、2022年9月26日から10月7日まで日本で調査を行ない、昨年5月24日に報告書を国連人権理事会に提出した。日本政府は、「国連や人権理事会としての見解ではない」とか、「その勧告に法的拘束力はない」などと言っているが、特別報告者は人権理事会がもうけた特別手続きという制度のひとつであり、人権理事会から個人の資格で任命された独立

の専門家だ。

国際人権は、条約に基づく権利であり、その条約を締結した国の政府にはその人権について尊重し、保護し、充足する義務がある。特別報告者は単なる一人ではなく、国際人権を擁護するための制度であり、特別報告者から勧告を受けた国の政府は真摯に受け止め、その見解を尊重するべき関係にある。

今回、訪日調査をしたダマリー報告者は、国内避難民の権利についての特別報告者で、国内避難民の権利については、「国内避難民に関する指導原則」が存在する。条約そのものではないが、国際人権及び国際人道法を反映しているものだ。

その訪日調査報告書は、権利に基づくアプローチによって、合計12の権利ごとに勧告をしている。今日は、ポイントとなる点に絞って説明する。

まず、権利そのものではないが、避難指示解除基準について、ダマリー報告者は大切な点を指摘している。ここでは、空間線量率についての指摘を説明する。日本政府は、ダマリー報告者に対して、「福島は緊急時被ばく状況であるから、その参考レベルの下限である年20ミリシーベルトを選んだ」と説明したようだ。



2020年に公表されたICRP(国際放射線防護委員会)の最新の勧告146について触れている。この勧告に基づけば、避難指示を解除される地域は、緊急時被ばく状況ではなく、

現存被ばく状況となる。そして、現存被ばく状況における参考レベルは、年間1ないし20ミリSvのバンドの下方部分から選択することを求めている。日本政府が説明した緊急時被ばく状況の参考レベル(年間20〜100ミリSv)よりもずっと低い基準になることが分かる。

次に、権利に基づくアプローチのうち、十分な住居への権利について、報告書の内容を紹介したい。現在、福島県外の公的住宅から追出し訴訟を受けている避難者がいることを踏まえ、そのような追出し政策について「この政策の実行をただちに終了し、その基準を満たす国内避難民が、低所得者向け住宅にアクセスできるように措置を拡大すること」を勧告している。

また、健康に対する権利については、特に子どもに対する年間20ミリSvの被ばく基準の妥当性を再検討することを勧告

するとともに、「強制的」避難者と「自主的」避難者が同じ医療サービスの恩恵を受けられるようにすることを勧告している。

また、報告書の最終章には結論が書かれているが、そこでは「放射線は心配ないとする情報のみを提示し、避難民よりも帰還者に手厚い支援を行い、帰還に十分な条件が整う前に国内避難民への支援を終了することは、国際法の基準に反し、持続性のある解決策の選択と避難の権利を侵害するものである」と指摘されている。それだけでなく、避難が「自発的」であるか「強制的」であるかに関係なく、平等な条件で支援と損害賠償を受けなければならないこと、本件でも重要な指摘と考えられる。

最後に牧賢二裁判長から次回期日(5月22日)をもって審理を終結する旨が伝えられました。いよいよ結審です。

◆川中宏弁護士団長

今日の皆さんは最終盤に入って、大相撲の立ち合い前のように顔つきが変わって来ている。今日のプレゼンはこの事件の核心を突き、6・17最高裁判決の問題点を分かりやすく陳述するものだった。あの判決を書いた菅野裁判長は定年退職後すぐに巨大法律事務所顧問になった。東電の代理人を務める弁護士が所属する事務所だ。われわれはそれぐらい大きな相手と闘っている。5月22日の結審を迎え、年末に判決が出るだろうから、追及の手を緩めることなく大きな運動をお願いしたい。

◆森田基彦弁護士  
(今回なぜプレゼンの枠を超えるようなものにしたのかを説明されました。プレゼン要旨を参照のこと)

◆橋本宏一さん(支援する会共同代表)  
12月の期日は権間板ヘルニアで入院していて歯がゆい思いをしていた。今日は何とか参加できて喜んでいる。皆さんの

思っていた。それを掘り起こしてくださったのが添田孝史さんなどジャーナリストの方々だった。2つめが国際人権について。国連特別報告者のヒメネス・リダマリーさんは2018年に来たいと言ったのに国は放ったらかしにしていた。そこで「実現する会」を作り、多くの方々の協力を得て訪日調査を実現した。報告書が出てからも国は翻訳をしないので、今日も来ておられる小橋さんなど英語のできる方に協力いただき、「反げんぱつ新聞」の仮訳を提供してもらい、それを市民自ら翻訳して裁判所にも提出できた。

一人ひとりには小さな存在だが、こんな事は許せないという正義感が結集することでこの裁判が成立している。次回ようやく結審を迎えることになった。判決は恐らく11月か12月くらいに出るだろう。結審した後も世論に訴えかけていかないといけない。弁護士

### ◇原告団の活動報告 (堀江さん)

この間、大きく分けて3つの活動をやってきた。①各地の訴訟の応援、②大阪高裁前での宣伝行動と各集会でのアピール、③署名活動。高裁で立て続けに「国に責任なし」の追従判決が出たのを受けて、これまで月に1回だった大阪高裁前での行動を1月から月2回に増やして取り組んでいる。

京都訴訟では原弁支三位一体で取り組んできた。京都で勝てなくてどこで勝つんだという気持ちでやっている。3月は12日と26日にやる。署名は5月22日に提出するが、その後も続けるのでご協力をお願いしたい。

### ◇原告団全国連の動きについて(支援事務局・上野)

2月27日に全国連(原発被害者訴訟原告団全国連絡会)が呼びかけて、「6・17共

も頑張るのでご支援をお願いしたい。

### ◇原告の発言

「6・17判決を正し、国の法的責任を認めさせる」の一点で結集し、逆流への反転攻勢に集中する」という全国連の活動方針の具体化だ。相談会には東電刑事裁判、株主代表訴訟、子ども脱被ばく裁判、避難者住宅追い出し裁判、ノーマア原発公害市民連絡会、ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)、支援全国ネット(福島原発被害者訴訟支援全国ネットワーク)、避難の協同センター、全国避難者の会など多くの団体が参加し、6月17日に共同行動を行なうこと、そのための実行委員会をつくることで合意した。そこ

まででいったん持ち帰り、全国連の拡大役員会で確認した上で、実行委員会の体制についての提案を行なうことになった。京都からも代表派遣をすること共に、関西の地でも東京の動きと連携した行動をすることにな

ると思うので協力してほしい。

### ◇Oさん(夫)

妻と1歳の子どもが先に避難して、1年後に私が京都にきて一緒に住むことになった。会社を辞めて引越して来て、京都で働き始めたが、放射能の恐怖だったり、避難に当たったの親とのやり取りだったり、福島と違う京都の文化に精神的に参ってしま

り、前に出て訴えられない状態だが、原告団の共同代表の方や弁護士先

生や支援の方が代わりに訴えて頂いたお蔭でここまで来れた。感謝の思いで一杯だ。

### ◇Oさん(妻)

自分自身が駄目なのかと考えたこともあったが、今日の田辺先生の国際人権の話聞いて、放射能の恐怖が発端であり、自分の命を守るために「避難の権利」があることを実感した。

大事だと思う。



### ◇Kさん(娘)

なかなか裁判や原発反対の運動に参加できていないが、今日参加できたことは良かったと思っ

他の原告からは、  
・今日は原告がこれだけ本気で集まって来た。  
・「自立できてるんだから、もういいでしょ」と言われることがあるが、それはそれで別の話。責任は責任として追及しなくてはいい。  
・来たくても来れない原告も一杯いると思うが、その人らも暮らしのため、子どものために頑張ってるんだと思う。私



たちの主張が裁判長に届くことを願っている。  
 ・体調を崩して以前のようには活動できない状態が続いている。いま中華統一をめざす「キングダム」にはまっ

ているが、京都原告団の熱い思いはそれには負けないくらいだ。  
 ・13年を振り返ると、自分の力以上に頑張ることができたのかなと思う。これ

も支援の皆さまのお蔭だ。  
 ・3・11以前は当たり前だったこと—子どもを外で遊ばせたり、洗濯物を外に干したり、安全な食べ物を食べたり—を取り戻したい。なかったことには絶対させたくない。  
 ・結審の案内チラシは私の娘に作ってもらった。最初はバツクの色がベージュだったが、皆が明るい気持ちになるようにグリーンにしてもいい、原告や事務局メンバーからいろいろな意見をもらって完成した。  
 ・かながわは勝つと思っていた。かながわからバトンを受け取った。なんとか完全勝利をかちとりた

い。  
 ・いま無職なのであちこちの応援に行っている。関東の仇は関西で取ると誓ってきたので、勝たないといけない。  
 会場には、関西訴訟で証言台に立たれた本行忠志・大阪大学名誉教授も参加しておられました。本行先生は「国は、被ばく線量は非常に少ないので甲状腺がんができるはずがないと主張している。それはUNSCEAR(国連科学委員会)が推定した数値を根拠にしている。しかしUNSCEARの報告書には問題点が130くらいあった。低線量でも個人差があつて放射線に弱い人もいる。誰が見てもおかしいことはしつかり言っていけない」と述べられました。  
 そのあと、千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会の小丸さん、ひょうごのぼかぼかサポートチームの松本さん、関西訴訟の白倉弁護士、グリーン・アクションのアイリーンさんと京都大学に留学中のハワイ大学生、大飯差し止め訴訟の吉田事務局長から連帯の挨拶を受けました。

の奥森事務局長が訴えました。  
 ◇奥森事務局長の訴え  
 本日は原告15名が参加し、風船パレードでわれわれの本気度を示した。勝ち筋の取り組みをしていることを確認したい。京都の裁判が最後の砦」と言われている。高裁レベルでは国の責任を認めないだけでなく、区域外の賠償額を減額するという判決も出ている。一審で勝っているから大丈夫という状況ではない。京都地裁判決は、国と東電の責任を認め、原賠審の「自主的避難等対象区域」を大きく超えて福島県の県南地方・会津地方、茨城・栃木・千葉についても「避難の相当性」を認められた。避難期間も避難開始から2年間と他所の判決と比べても非常に踏み込んでいます。しかし他方で仙台などの避難の権利が認められなかった。そして賠償額が少ないということで大坂高裁に控訴して

闘ってきた。法廷内でやるべきことはやってきました。  
 勝利判決をかちとるためには、これらの闘いが重要だ。結審期日には多くの原告の出廷が必要だ。原告が少なければ、裁判官は正面から向き合おうとはしないと思う。  
 そして裁判所を埋め尽くす傍聴参加。今日も抽選になるかならないかという感

じだったが、見ただけで絶対溢れるなどいうくらい参加が必要だ。公正判決署名も積み上げなければいけない。結審期日には前回の筆数を超える署名を提出したいので協力してほしい。これまでも挑戦してきたが、今日も100名ほどでまだ私たちの本気度を見せていない。5月22日には「勝利をつかむ300人パレード」を本気でやっつて、「さすが京都」と言われるような判決をかちとろう。

## 【動画視聴・署名のご案内】

◆大阪高裁100人アピール行動や50秒報告映像は右下のQRコードからご覧になれます。

こちらからご覧ください! →



◆第2次公正判決署名にご協力ください。次回集約日は5月15日ですが、それ以降も判決まで取り組みます。

◆署名用紙は支援する会のウェブサイトからダウンロードできます。(QRコードは会報1面右上)

[http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien\\_kyoto/](http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_kyoto/)

## ◆原告団の活動報告

3月9日(土)は、京都の円山音楽堂で「バイバイ原発3・9きょうと」、滋賀県大津市膳所城跡公園では、「びわこ集会」が開催されました。それぞれの集會に原告団が参加しスピーチをさせていただきましたので、ご紹介いたします(ただし、紙面の都合上、発言の一部をカットしています)。

### ★バイバイ原発3・9きょうと

#### ◆堀江みゆきさん

私たちは原発賠償 謝申し上げます。

京都訴訟の原告と支援者です。皆さまにはいつもご支援いた



償を求めて京都地裁に提訴して始まった裁判は、2018年3月に京都地裁の判決を経て、現在は大阪高裁で控訴審を闘っています。

今日1日の21回目の期日では、大阪高裁一周風船パレードを行い、司法に正義を！裁判官に勇気をもって正しい判断をと約100名の参加者で訴えました。

一昨年6月17日の最高裁判決以降、「国に責任なし」という、国の責任を否定する高裁判決が続いています。私たちの裁判は5月22日で結審となりますが、この最高裁の判決に追従する流れを何とか止めて、国の責任をしっかりと認めさせなければなりません。

そのために私たちは、毎月の大阪高裁前宣伝行動や署名活動などに取り組んでいます。

原発事故から13年が経とうとしています。私たちが生活は一変

してしまいました。どんなに時間が経っても、あの時経験した不安な思いや悲しみ、怒りは消えることはなく、今なお苦しい思いを抱えたままの原告が多くいます。先日、連絡してきた原告は、「自分の生まれ育った場所ではなくとも、心豊かに暮らしていた平穏な場所が奪われ、国や東電は何てことをしてくれただんだ」と今でも怒っていると話していました。

この原発事故は私たちだけの問題ではなく、子どもたちや次の世代、動物や自然など、あらゆるものに影響を及ぼすものです。そして、この裁判で勝ち取る判決は、すべての人の命が守られ安心して暮らせる社会にしていくなため、みんなの人権を守るために、絶対に勝ち取らなければならぬものです。

京都訴訟、本当にラストスパートです。大阪高裁での勝利判決を目指し最後

までがんばりますので、どうかさらなるご支援をよろしく願います。

### ◆堀江麻菜美さん

私は原発事故当時、福島県の会津若松市で暮らしていましたが、2011年の夏に家族と関西へ引っ越ししてきました。

私たちが関西へ引っ越しとなった東日本大震災から、11日で13年となります。ついこの2月にも、福島第一原発

では火災警報器が作動し、水蒸気が発生しているのが確認されたものの、詳しい状況が確認できない状態が続きました。またその少し前には汚染水設備でも事故がありました。13年経ってもなお、とてもコントロールできているとは言えない状況が続いています。

も、情報が出てきたのは二週間ほど経ってからだったと記憶しています。出てきた情報も何度か訂正されました。原発周辺の放射線防護施設のうち、2つの施設は使うことができません。そのうち1つは被ばくを防ぐ機能を維持できなかったとのこと。

福島第一原発での大きな事故があったのもなお、こうです。その周辺に暮らす人たちの安全なんて、どうせ考えてないんだろーなと思いましたが。どうでもいいんだろーな。こんな人たちに原発なんて危なっかしいものを任せておけないだろうと怒っています。仮に必死で対応してくださっていたのだとしたら、必死にや

ってそれなら今の日本では手に余るのですね、即刻運用を止めたいです。暮らしかかかっています。命がかかっています。原発は日本が持つべきではない、すべて廃炉

すべきです。それにしても、国や東電の説明責任から逃れ続ける態度はなんなのでしょう？ そんなやり方を許しては、この先の日本に未来はありません。私たち大人には、次の世代に民主主義のバトンを渡す責任があります。その一歩としても、現在進んでいる裁判では、国や東電にしかるべき責任を取らせる判決を出していただくと思います。

### ◆川崎安弥子さん

茨城県からの母子避難を続けて丸12年になりました。避難当初は、3人の子どもを連れてきました。が、長男は、避難から1年9か月後に父親と一緒に故郷で暮らしたいと1人帰郷しました。子どもを被ばくから守りたいという思いで避難を決定したのに、私は、いったい何のためにここに居るのか、と精神的にかなり参りましたが、下の2人の子育ては待ったなしだったので、気持

ちを切り替えて、暮らす場所は離れていても家族は家族、家族の無事を信じきる一念で精神のバランスを取り戻し、今日までの12年間を生活してきました。

家族のことを思わない日は一日たりともありませんので、震災から13年もたつたという実感はありません。時は止まつたままです。いつの間にか3人の子どもたちは成人しました。本来であれば、子ども3人を茨城の自宅から単立たせたかった。

本当に欲しいものは、返してほしいものは、時間を巻き戻して放射能を消して、普通に暮らせたはずの13年間です。原発がなかったらこんなことにはならなかったのです。

人間には、時間を戻すことは不可能でも人間が作った原発を止めることはできません。賠償京都訴訟ではなんとしても国の責任

を認めさせます。そのためには、世論の後押しが必要で、どうぞ、力を貸してください。

### ◆萩原ゆきみさん

私は「政府も学校もマスコミも夫さえも子どもを守つてくれない。私しか子どもを守れないのだ」と感じ続けた絶望の日々を忘れません。

しかし、それを支え続けて下さった方々が居られた事、絶望の日々に一筋の光があった事、そして今もこうして皆様が様々な形で声を上げ続けて下さっている事も生涯忘れません。その日々の一つ一つを思い出すときでも涙が溢れてきます。

私の下の娘は今でも絶望の日々を歩んでいます。皆様の温かい応援で幾らかの希望が見えて来ています。

京都訴訟の弁護団と支援の会の皆様は本当にこれでもかと言うほど頑張ってくださって、涙ぐまし

い程の努力で、申し訳ない位です。しかし国と東電を相手にした裁判です。完璧な証拠を突き付ける事は勿論大前提。しかし、それだけでは勝てません。私たちの裁判で完全勝利を掴み取る為には、皆さんの力強い応援が、圧倒的な民意の力が必要です。民意が高ければ高いほど私たちの裁判で完全勝利をする確率が高くなりま

す。公正な判決を求める第2次署名に大きなお力添えをお願い致します。ここにいらっしゃる方々も、お一人あたり5名分の署名を集めて下さつたら、署名の数は一万筆を突破します。

馬、生業4訴訟に対する判決は、「どんなに安全対策を施しても想定外の事故は起る。だから国に責任はない」という無茶苦茶な理由による不当判決でした。それ以来、各地の高裁で「国に責任はない」という不当判決が続いています。

私は昨年の12月22日、東京高裁で行われた千葉訴訟の控訴審判決を傍聴しました。土田昭彦裁判長は判決骨子、要旨も出さず、判決文はたった49ページ。判決文の自身は、6・17最高裁判決の多数意見をコピーしたようなコピペ判決で本当にひどいものでした。その4日後に開かれた東京訴訟控訴審判決も判決理由の要旨は出たものの、やはり、6・17最高裁判決をなぞったコピペ判決、司法の劣化を見せつけられました。

皆様のお力で世界の脱原発も進んでいます。裁判の完全勝利でさらなる脱原発への大きな一歩としていきましょう！

◆小林雅子さん  
2022年6月17日の愛媛、千葉、群

私、何としても「関東の仇を京都で討つてやる」と心に誓いました。京都訴訟は、絶対に負け

れないのです。裁判所に絶対、国の責任を認めさせなければならぬのです。敵討ちは誓ったものの、国に付度し、国の責任を認めさせないために無理筋な理由をこじつける裁判所をどうやったら正しい方向へもつていけるのか、司法の独立、公正な判決を裁判官が下すためには毎日考えています。

無理筋な理由の最高裁判決、高裁判決は責任逃れの布石なのだと思いません。誰も責任を取らず、被曝させられ、被害は矮小化、健康被害がでてもお構いなし、なかつたことにされる。声をあげれば、風評加害者扱い、もう、たくさんです。

先月、元双葉町長の井戸川克隆さんとお話をする機会がありました。井戸川さんは「6・17最高裁判決は国民に対する背任」そう、おっしゃっていました。これ以上、裁判官が国民に対する背任行

為をしないようにするには、みなさんの力が必要です。世論の喚起が必要です。原発事故は、想定外ではない、「事故は防げなかったのではなく、事故を防ぐことをさせなかった」と東電の責任』だと、皆さんも、私たちと一緒に声を上げて

### ◆関連訴訟・催しの日程◆

- 4月19日(金) 新潟訴訟判決 (東京高裁)
- 25日(木) 関西訴訟・本人尋問 (10時～ 大阪地裁)
- 5月11日(土) 清水奈名子宇都宮大学教授講演会「国際人権と避難者の権利」(14時～ 江東区総合区民センター)  
「主催：原発避難者の住宅追い出しを許さない会」
- 30日(木) 関西訴訟・本人尋問 (10時～ 大阪地裁)
- 6月17日(月) 最高裁要請行動・ヒューマンチェーン

みんなで参加しましょう!



◆福島敦子さん

私は原発賠償京都訴訟の原告、大飯原発差止京都訴訟世話人の福島敦子です。皆さまには発言の機会をいただきまして心より感謝申し上げます。

さて、能登半島地震。正月に多くの方が被災し、避難生活を余儀なくされています。まだまだ、ライフラインなど不便を強いられています。原発の状況詳細は知らされていません。避難した被災者

としては、心落ち着きません。

福島原発事故では、敷地内からたくさん放射性物質が大量に放出されました。放射性物質から被ばくを避けるために福島県や近隣都府県から避難する人々が関西を目指しました。ここ滋賀県には、2011年3月のうちに約400名が避難先として避難生活をスタートして

いました。この13年間、避難者はさまざまな苦しみ味わいました。生活の場であるみな

し仮設住宅を復興したからと一方的に追い出されたり、裁判をかけられたり。区域内にのみある医療費減免措置は毎年毎年要請などの行動をしてかろうじて残っている状況です。子どもたちの小児甲状腺がんの実態にもちやんと向き合わないといけないのに、国と東電は無責任な態度です。

さて、2013年の9月に国と東電に損害賠償を求めて京都地裁に提訴して始まった裁判は、2018年3月に京都地裁の判決を経て、現在は大阪高裁で控訴審を闘っています。地裁判決では、国の責任をはじめ避難した期間の長さ、避難した区域の広さからかなり勝ち取れたものがありませんでした。

任を明確にした判決を出してほしい、国の責任を認め原告全員に完全賠償してほしいことを訴えまします。私たちの裁判にどうか関心を寄せ、支援してくださいませんか。

5月22日、大阪高裁前。事前のアップル集會から参加お待ちしております！



昨年12月の期日では原告4名の本人尋問も行われました。原告たちは、裁判官に対し、原発事故に関する東電と国の責

◆ 最高裁闘争カンパにご協力を！ ◆

【郵便振替口座】

口座番号：00930-0-172794

口座名称：原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会



【映画のご案内】 原告らも出演している映画です！

ドキュメンタリー映画『「決断」 運命を変えた3.11 母子避難』

(2024年/日本/HD/カラー/ドキュメンタリー/90分)

監督：安孫子亘 製作：ミルフィルム

(<https://mirufilm.jimdofree.com/>)

◆東日本大震災、福島原発事故により人生最大の「決断」を迫られた10家族の証言を基にした映画です。うち3家族は京都訴訟原告です。ぜひご覧ください。

【上映日程】

劇場名	公開日
アップリンク京都(新風館地下)	4/19(金)～4/25(木)
シアターセブン(大阪十三)	4/20(土)～5/3(金)
福島フォーラム(福島市)	3/29(金)～4/11(木)
アップリンク吉祥寺(東京)	4/12(金)～4/25(木)

※4月20日・21日は、アップリンク京都とシアターセブンにおいて、上映後に監督とゲスト(京都原告など)が登壇予定です。

